

平成21年分決算書・確定申告書・ 消費税確定申告書作成個別相談会のご案内

所得税、消費税の確定申告は2月16日(火)から始まります。当商工会議所では決算、申告に関する個別相談会を下記の通り開催致しますので、お出かけ頂きますようご案内申し上げます。

日時

3月3日(水) 4日(木) 5日(金)
8日(月) 9日(火)の5日間

午前9時～午後4時

ただし、正午～午後1時までは休憩
となります。

場所

米子商工会議所 7階 大会議室

相談員

米子商工会議所 専門指導員
中国税理士会米子支部 派遣税理士
米子商工会議所 経営支援専門員 他

ご案内先

米子商工会議所の個人会員、米子青色申告会会員
(会員加入等に関するお問合せは 経営支援二課まで)

持参品

印鑑 帳簿書類一式
平成20年分決算書(控)・確定申告書(控)
及び平成21年分決算書・確定申告書(所得税、
消費税)
所得控除、税額控除のための資料(国民健康保
険、生命保険など)

税理士に関与されている方はご遠慮ください。

案内日以外のご相談には十分応じられない場合
がございますので、事前に送付された**案内はがきを
ご持参の上**、案内日時にお出かけください。

主催 米子商工会議所中小企業相談所
後援 米子青色申告会

確定申告期限

所得税・・・・・・・・・・3月15日(月)まで
消費税・地方消費税・・・3月31日(水)まで

毎年、期限まぢかになると大変混雑しますので、皆さん早めに申告を済ませましょう!

確定申告が必要な方

事業所得(商業、工業、農業、医業、漁業などから生ずる所得)や不動産所得(地代、家賃)などがある方
で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計を超える方
土地、建物などを譲渡した方
給与収入金額が年間2,000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方など

確定申告をすると税金が戻る方

マイホームを住宅ローンなどで取得した場合 多額の医療費を支払った場合 災害や盗難にあっ
た場合 年の中途中で退職し、再就職していない場合 など

確定申告に関するお問合わせ

米子税務署 TEL(0859)32-4121まで

個別相談会に関するお問合わせ

経営支援二課 TEL(0859)22-5131まで